

3. 遺留分制度の見直し (民1046条：2019.7.1施行)

3. 遺留分制度の見直し（民1046条：2019.7.1施行）

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人（亡くなった人）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。

(1) 遺留分侵害額の請求（民1046条）

遺留分侵害額の請求とは、相続において相続財産から法律上取得することが保証されている最低限の取り分を侵害された場合、侵害額に相当する金銭の請求をすることです。

旧法下では、遺留分侵害額の請求は、贈与や遺贈を受けた財産そのものを返還するという「**現物返還**」が原則であり、金銭での支払いは例外という位置づけでしたが、**改正後は、金銭請求に一本化**されたということです。

(2) 遺留分算定方法の見直し（民1044条）

今回の改正により、遺留分を算定するための財産価額に算入される生前贈与に関する規定が見直しされました。

① 相続人に対する生前贈与の価額

原則：相続開始前10年以内になされた特別受益に該当する生前贈与の価額

例外：贈与者、受贈者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、相続開始前10年以内の制限なくすべての特別受益に該当する生前贈与の価額

*特別受益に該当する生前贈与とは、婚姻若しくは養子縁組のためまた生計の資本として特別受益に該当する生前贈与の価額

② 第三者に対する生前贈与の価額

原則：相続開始前1年以内になされた生前贈与の価額

例外：贈与者、受贈者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、相続開始前1年以内の制限なくすべての生前贈与の価額